

【研究ノート】

わが国の短期大学問題の根源を求めて

Investigating causes of problems in Japanese junior colleges

相川由紀夫

AIKAWA, Yukio

1. コミュニティ・カレッジの隆盛

放送大学客員教授の舘昭（桜美林大学大学院教授）は、教養学部開設科目『岐路に立つ大学』（2004 年）¹において、アメリカ・イギリス・カナダ・フランス・ドイツなどの先進諸国をはじめ開発途上国においても、短期高等教育は、高等教育へのユニバーサル・アクセスの基盤として、21 世紀の社会変化を見越した各国の国家政策とも連動して顕著な拡大傾向を示していることを指摘している²。

ここでいう短期高等教育にカテゴライズされる諸学校のなかで、高等教育へのユニバーサル・アクセスの基盤として公的な支援を受けながら拡大しているのは、アメリカに端を発するコミュニティ・カレッジを範とする学校であり、これといわゆる短期大学（ジュニア・カレッジ）とは区別すべきものであることをあらかじめお断りしておく。

コミュニティ・カレッジは、トルーマン大統領の諮問に対する 1947 年の高等教育審議会の報告書『アメリカ民主主義のための高等教育』以来、アメリカでは衰退しつつあった短期大学（ジュニア・カレッジ）と入れ替わりに、高等教育へのユニバーサル・アクセスの基盤として着実に普及し発展してきた背景があり、このために設置主体は公立が中心となっている。

アメリカでは 1980 年から 1990 年初頭にかけて、約 10 年間に 18－19 歳人口が約 194 万人減少するという若年人口急減を経験した。しかし、このような逆境にあってもアメリカの短期高等教育は、1980 年～1992 年の間に学校数で 195 校、学生数では 100 万人以上も増加した。この時期の短期高等教育の躍進の中心的な担い手は公立主体のコミュニティ・カレッジだった。それを裏づけるように同時期のアメリカであっても、女子教育をおこなう私立の短期大学（ジュニア・カレッジ）は、廃止になったり四年制大学に転換したりして減少している。

2. 短期大学の衰退

今日、わが国の短期高等教育の状況は、高等専門学校と専修学校は学生数・学校数ともほぼ横ばいで現状維持的状态だが、かつて短期高等教育の中心的な担い手であった短期大学は、本科の学生数では 1993（平成 5）年の約 52 万 3 千人をピークとして 2004（平成 16）年の約 22 万 6 千人まで、また学校数では 1996（平成 8）年の 598 校をピークとして 2005

(平成 17) 年の 488 校まで、文字通りに激減した³。廃止や四年制大学への転換をはかる学校も続出しているが、そうでない短期大学でも約半数は何らかのかたちで定員割れを起こしているといわれる。

戦後、女子の高等教育への参入の可能性を開き、その教育水準の向上と人材の育成に大きな貢献を果たしてきた短期大学が、ここまで学生数を減らした背景には、巷間すでに指摘されているように 1990 年代初頭からはじまった 18 歳人口急減の影響が考えられるが、ほぼ同じ時期に四年制大学は学生数・学校数とも増加しており、先述した 1980-90 年代アメリカの若年人口急減期における短期高等教育伸張の事例から考えてみても、ひとり短期大学だけが学生数を減らしたことの理由とするには根拠が希薄である。

むしろ、わが国の短期大学は 50 余年の歴史のなかで、固有の教育領域の創出やそれを支える教員の育成もできず、現状においては制度そのものも、ただ四年制大学との同一化を目指しているにすぎないことが明白になりつつあり、そのことが女子の高学歴志向すなわち四年制大学志向に繋がって、短期大学が敬遠される結果となったと考えるほうが、より説得力があると思われる。

3. 短期大学制度創設と CIE 教育課高等教育顧問 W.C.イールズの役割

今日、わが国の短期大学が「危機的」な状況にあることは論を俟たないが、短期大学制度創設以来 50 余年の歴史をさかのぼってみると、過去にも一度、よく似た「危機」が起きていることに気がつく。その危機とは、短期大学制度創設 2 年前の 1948 (昭和 23) 年に新制大学制度がスタートしたことを受け、翌 1949 (昭和 24) 年には多くの旧制私立専門学校が新制大学への転換をはかり、日本私立短期大学協会の前身である全国私立専門学校協会から次々と脱会した、という事態をさす。この時は、1949 (昭和 24) 年 4 月に全国私立専門学校協会において「協会存続の是非」について協議されたが、あわせて占領期の連合軍総司令部(The Supreme Commander of the Allied Powers=SCAP / General Headquarters=GHQ) の民間情報教育局 (Civil Information and Education Section=CIE) 教育課高等教育顧問の W.C.イールズ博士(Dr. Walter Crosby Eells)に、日本でも短期大学 (ジュニア・カレッジ) 制度を実現できるよう助力を強く要請した結果、改正された「学校教育法」第 109 条の条文に「当分の間」ときわめて曖昧な時限がついてはいたが、短期大学制度創設に漕ぎ着けて難局を乗り切っている。

イールズ博士については元 CIE 教育課長 M.T.オア(Mark Taylor Orr)と土持ゲーリー法一がそれぞれの著書の中で詳しくふれている⁴。それによれば、W.C.イールズ博士は 1886 年 3 月 6 日にワシントン州メーソン・カウンティで生まれた。ホイットマン・カレッジで文学士、シカゴ大学で文学修士、スタンフォード大学で博士 (Ph.D) の学位を取得した。そして 16 年にわたってワシントン州ホイットマン・カレッジ、ホイットワース・カレッジならびに米国海兵学校で教え、1927 年から 1938 年にかけてスタンフォード大学教育学部に勤務する傍ら、カリフォルニア大学、コロラド大学、テキサス大学、ボストン大学の客員教授も勤めた。また、1935 年から 1938 年にかけては、中等学校基準に関する共同研究の調

整者となり全国的に注目された。1938年から1945年まではアメリカ・ジュニア・カレッジ協会（America Association of Junior College=AAJC）の事務局長を務めた。さらに、1939年にジュニア・カレッジ完成教育委員会（Commission on Junior College Terminal Education）の結成に参画し理事となり、その成果のひとつとして1941年にAAJCから“*Why Junior College Terminal Education?*”（邦題『ジュニア・カレッジ論：完成教育の必要』⁵⁾）と題する著作を発表している。このような経歴からイールズ博士は来日した時にはすでにジュニア・カレッジ研究の第一人者とみなされていた。

元日本私立短期大学協会副会長・理事・事務局長を務めた中原稔（日本経済専門学校：亜細亜大学の前身）の回顧⁶⁾によれば、日本私立短期大学協会の前身組織である全国私立専門学校協会の会長ら役員3名が、日本大学芸術学部教授三隅成人の仲立ちで千代田区内幸町にあったCIE教育課を訪ねてイールズ博士と会見したのは、1949（昭和24）年4月のことだった。その目的は「日本に六・三制度は実現したけれども、女子教育のためにも中堅技術者育成のためにも、ジュニア・カレッジに似た制度が必要ではないか」とイールズ博士に嘆願することだった。それに先立つ1947（昭和22）年3月に「教育基本法」「学校教育法」が公布され、翌1948（昭和23）年4月からはいわゆる六・三・三・四制への移行がスタートした。旧制専門学校の新制大学への転換は1949（昭和24）年から始まり、多くの学校が旧制専門学校から新制大学へ転換したが、中には財務体質が脆弱で教員組織および施設・設備が不十分なために新制大学への転換ができない学校も少なからず存在した。その数は私立の旧制専門学校では70校にのぼった。これらの新制大学に転換し得ない旧制専門学校の救済策は、教育界にとって後に残された大きな課題だったが、わけても全国私立専門学校協会にとってはまさに死活問題だった。

中原らの嘆願を受けたイールズ博士は、「日本には六・三制ができ、学校教育法ができてしまった。そこへ二年または三年のジュニア・カレッジの制度を潜り込ませるとするのは、相当難しい」と返答したと回顧にはある。イールズ博士はアメリカにおけるジュニア・カレッジの専門家ではあったが、ジュニア・カレッジの制度を日本に移入することについては、当初、きわめて慎重だった。

中原らが「しかし、あなたはアメリカで非常に盛んなジュニア・カレッジの専門家ではないですか。だから、日本にもジュニア・カレッジの制度を提供するのは本望でしょう。ご尽力ください」と重ねて強く嘆願すると、渋っていたイールズ博士も「一応研究し推進の方向で検討しよう」と応えている。これは、この会見の約1ヶ月後の1949（昭和24）年5月に、「学校教育法」の一部改正という形で早くも具現化し、短期大学制度が実現することとなった。この間イールズ博士は、短期大学制度創設に難色を示す日本政府およびGHQの説得に奔走し、その影響力を発揮したとされる。この功績からイールズ博士は1950（昭和25）年に日本私立短期大学協会の設立総会において同会の名誉顧問に推戴されている。

4. CIE 教育課内部における短期大学制度創設に対する意見の齟齬

短期大学制度創設の経緯については顕著な先行研究⁷⁾があり、この中でCIE内部には、短

期大学制度創設について、とりあえず新制大学に昇格し得ない旧制専門学校の救済策とする「消極論」と、高等教育の大衆化推進の機関ととらえる「積極論」とがあり、消極論者の筆頭には元 CIE 教育課長 M.T.オアがおり、積極論者の筆頭として完成教育論を主張する CIE 教育課高等教育顧問イールズ博士がいたと指摘している。

元 CIE 教育課長オアによれば、イールズ博士の履歴書および業績一覧が責任部署の教育課長の所に届いた時、彼はイールズ博士が AAJC の事務局長で、その業績がジュニア・カレッジを中心にしたもので、必ずしも当時日本が直面していた四年制大学の問題に直接関係していないこと、また、イールズ博士が占領下の総司令部の厳しい生活に適応して任務を遂行するには高齢（来日当時 61 歳）であるという理由から、彼を不適格者として候補から除外したという。しかしイールズ博士は、CIE 教育課に教育専門家を推薦し派遣する権限を持つ米国教育使節団の団長であるイリノイ大学総長 G.D.ストッダード博士 (Dr. George D. Stoddard) の、「日本の高等教育に関する仕事に強力な力になるすぐれた人物である」とする強い支持を得て派遣が決まったという。そしてその結果は国務省から一方的に通達されたとオアは証言している。

イールズ博士は、CIE 教育課がそれまでに進めてきた教育改革には批判的だった。イールズ博士のそれまでの経歴から類推されるように、短期大学を促進することに熱心だった。着任して間もなくの 1947（昭和 22）年 4 月 30 日に、イールズ博士は CIE 教育課員のトレーナー (Joseph C. Trainor) に対して、日本では四年制大学を重視しすぎている。アメリカでは六・三・三・四制というのは稀な制度であり、もっと柔軟な地域に対応した二年制の専門学校、ジュニア・カレッジを設けることが必要であると、それまでの CIE の高等教育政策を批判する文書を提出した。このことはそれまで四年制大学を検討してきた CIE 教育課を混乱に陥れ⁸、その結果、六・三・三・四制はアメリカでは一般的ではないと、日本側に誤解を与えることになった。イールズ博士は、ジュニア・カレッジは労働力としての技術訓練および実践的に優れ、基礎的な一般教育と技術教育ができ、日本の現況下では最適であり、文学や法学などの教養的な学問は必要ないと考えていたようである。一方 CIE 教育課では、日本にはリベラルな教育こそが必要であると考えていた。例えば、歴史、政治学、経済学、文学、人類学、心理学、哲学など広範なりベラルな教養を身につけ、それまでのように政府に対して盲目的に服従するのではなく、批判的な精神を持てる市民の育成を望んでいた。このようなことは短期大学では不十分と考え、そのためにイールズ博士の考えと対立するところが多々あったとオアは証言している。また、「トレーナー文書」によれば、イールズ博士は大学に関してはヨーロッパの制度の方がアメリカよりもはるかに優れているので、旧制に戻すべきだと主張して、新しい大学制度に対して日本側を困惑させた。

イールズ博士の著作『ジュニア・カレッジ論：完成教育の必要』⁹からその見解を読み解いてみると、イールズ博士はジュニア・カレッジの進学的な機能（大学の後期 2 ヶ年に進学する学生への準備）と、完成的な機能（大学の後期 2 ヶ年に進学せずに社会に出る学生への準備）とは、どちらがより重要と決められる性質のものではなく両方とも大切なのだが、ジュニア・カレッジに学ぶ学生の大多数が関係する完成的な機能について過去に十分に強調されてこなかったため、その不足を埋めるべく完成的な機能（完成教育）の立場に

立つことを表明している。

そして完成教育(Terminal Education)の場としてのジュニア・カレッジの基本的原理について、1.地域社会の教育機関(Community Institution)であること、2.完成教育の場として、経済的・社会的・公民的・個人的な能力を発達させるように企図されているカリキュラムを持つこと、3.いわゆる一般教育(General Institution)および半専門的な職業教育を含むこと、4.それぞれのジュニア・カレッジが多様であることは認められるが、アメリカの文化的遺産ならびに民主主義(American Democracy)の理想を実現するための教育機関としての統一性を持つこと、などが求められるとしている。これらは、イールズ博士個人の見解というよりも、共著者である E. F. メイソン(E. F. Mason)、W. H. スナイダー(W. H. Snyder)、C. F. ズーク(C. F. Zook)らの、AAJC あるいはジュニア・カレッジ完成教育委員会関係者と共通の認識を表明したものといえるが、日本におけるイールズ博士は、わが国の短期大学制度をこのような完成教育機関と位置づけて積極的に推進することに熱心だった。このような態度は CIE 教育課の内部ではむしろ異例であり、オアをはじめとする短期大学制度創設に対して消極的な係官らと意見の対立があったのは当然のことだった。

5. 短期大学の将来像

以上概観したとおりに、わが国の短期大学制度は、成り立ちがきわめて複雑な事情によっているため、制度の位置づけもそこで行われる教育の内容も、十分に議論を尽くす時間的な余裕もなく、創設当初から内部にはさまざまな意見の齟齬を孕んでいた。文部(科学)省の短期大学制度に対する評価・未来像・提案の構えなどにおける態度も、一貫して不鮮明で曖昧なものだった。このことが、短期大学に後々までついて回る芳しくないイメージに、何らかの影響を与えているのであれば、不幸なことである。

今日、短期大学が危機的な局面に入っても、それに対する特段の政策は示されてきていない。一方、「短期大学が、生涯にわたる高等教育のファーストステージの提供者であることを鮮明にし、コミュニティ・カレッジのコンセプトにその将来像を見据える」¹⁰という立場で発言してきた館昭は、『岐路に立つ大学』(2004 年)の中で「2002 年から審議が開始された中央教育審議会の高等教育グランドデザインの案文には、コミュニティ・カレッジのコンセプトは提示されていない。」¹¹と書いている。

その後、2005 年 1 月に出された中央教育審議会答申『我が国の高等教育の将来像』には、「第 3 章 新時代における高等教育機関の在り方」として、「短期大学の課程は、ユニバーサル段階の身近な高等教育機関の一つとして、また、地域と連携協力して多様な学習機会を提供する、米国のコミュニティ・カレッジのような知識基盤社会での土台づくりの場として、新時代にふさわしい位置付けがなされることが期待される。また、そのような位置付けにふさわしい実質を十分に備えるべく、短期大学の課程の教育の積極的な改革が期待される。」¹²という一文が加えられており、遅ればせではあるが、はじめてひとつの短期大学の将来像が具体的に示された。

筆者の勤務校も例外ではあり得ないのだが、これまで短期大学改革といえば、すなわち

四年制大学への改組・転換をさすのではないかと思うほど、数多くの短期大学が、過去数年間に四年制大学に改組・転換していった。その中には2003（平成15）年に経営破綻した立志館大学（2000年新設時の名称は広島安芸女子大学：広島県）、2004（平成16）年に破綻した東北文化学園大学（1999年新設：宮城県）、2005（平成17）年に破綻した萩国際大学（1999年新設：山口県）も含まれている。これら三大学は、短期大学から改組・転換して四年制大学を新設したものの、それぞれわずか数年のうちに経営破綻している。日本私立学校振興・共済事業団の調べでは、今春入試で定員割れを起こした四年制私立大学は過去最多の160校に上ったことが発表された。もはや改組・転換は短期大学改革の特効薬ではあり得ないことが明白となった。大学・短大進学率が50%を超えた今日、短期大学がその制度の枠内において時代の学習ニーズをとらえて教育内容を再編し、コミュニティ・カレッジという高等教育の世界的な潮流に合流できるかどうか、その将来がかかっている。

¹ 館昭, 岩永雅也編著 (2004) 『岐路に立つ大学』放送大学教育振興会, pp. 25-35.

² このことについては次の文献により詳細な記述がある: 館昭編著 (2002) 『短大からコミュニティ・カレッジへ: 飛躍する世界の短期高等教育と日本の課題』東信堂.

³ 短大・高専教育研究会編『全国短期大学高等専門学校一覧』文教協会, 各年度版.

⁴ オア, M.T. (1993) 「改革者たち: 連合国占領期の日本の教育」オア, M.T. 著, 土持ゲーリー法一訳『占領下日本の教育改革政策』玉川大学出版部.

土持ゲーリー法一 (1996) 『新制大学の誕生: 戦後私立大学政策の展開』玉川大学出版部.

⁵ イールズ, W.C. ほか著, 渡邊彰訳 (1951) 『ジュニア・カレッジ論: 完成教育の必要』目黒書店.

⁶ 中原稔, 松本尚 (1990) 「短期大学制度発足当時を回顧して」『短期大学教育』no. 47, pp. 155-166.

⁷ 海後宗臣, 寺崎昌男 (1969) 「短期大学」海後宗臣, 寺崎昌男編著『大学教育』東京大学出版会 (戦後日本の教育改革: 9) pp. 181-276.

⁸ 羽田貴史 (1994) 「戦後大学改革の過程: 戦後大学政策・制度・行政の展開」『愛知大学史紀要』創刊号, p. 40. 筆者は、土持ゲーリー法一前掲書, p. 60 の記述を参照した。

⁹ イールズほか、前掲書

¹⁰ 館、前掲書, p. 271.

¹¹ 館・岩永、前掲書, p. 35.

¹² 中央教育審議会 (2005) 『我が国の高等教育の将来像 (答申)』中央教育審議会, p. 37.